第６章　地球温暖化防止の
ための取り組み

１．取り組みの考え方

日常の生活や事業活動など人の活動によって、地球温暖化がもたらされています。そのため、地域社会を構成する私たち一人ひとりが、自らの日常生活や事業活動を再点検し、限られた資源の有効活用や再生可能エネルギーの利用促進など、地球環境への負荷が少ない行動へと転換していく必要があります。

そのため、国・県の施策と整合性を図りながら、二酸化炭素排出量削減の目標達成に向けて、市・事業者・市民の各主体がそれぞれに削減行動を実施しなければなりません。ここではまず、削減行動の各取り組みの考え方を述べます。

(1) 市の取り組み

市は、市民、事業者、市の三者が連携して地球温暖化防止の取り組みを進めるための仕組みを整備するとともに、市民や事業者の取り組みを支援する施策を実施します。施策の実施にあたっては、市が策定する環境基本計画、廃棄物処理基本計画などの環境関連計画や総合計画、都市計画、農業振興地域整備計画等と連携して進めてまいります。

また、市内有数の大規模事業者として、温室効果ガスの排出量の削減や吸収作用の保全に中心的な役割を果たし、他の事業者の模範となるように率先して取り組みを行っていきます。

(2) 事業者の取り組み

産業部門の多くを占める製造業では、製造、流通、販売などの事業活動の中で、主に電気、ガス、燃料や自動車などの使用に伴って、温室効果ガスを排出しています。事業活動の各段階で実効性のある温暖化対策を進めることが求められています。既に省エネルギー対策を実施している企業もありますが、更なる環境負荷の少ない事業活動の実践が求められています。

そこで、事業者は事業活動と地球温暖化の密接な関係を深く理解できるよう従業員への研修や環境教育を行うとともに、事業活動における省資源・省エネに取り組むため省エネ事業者を活用したり、お互いの情報交換をしたりするなど積極的に活動します。また、地域での地球温暖化防止活動に参加・協力していきます。

(3) 市民の取り組み

私たちの生活は、主に電気、ガス、ガソリンなどのエネルギーを多く使用することで成り立っており、温室効果ガスの大きな排出源となっています。そのため、生活と地球温暖化との密接な関係を深く理解し行動することが重要です。そこで私たちは普段の生活において、エネルギーの無駄使いなどを無くすことや適切なエネルギー利用を心がけていきます。また、商品の購入に当たっても、エネルギー効率が高いものを選ぶよう心がけていきます。

私たちは省エネ、省資源に限らず、ごみの排出抑制など地球環境に配慮した取り組みを実践し、温室効果ガスの排出抑制のために、一人ひとりがそれぞれ自分のできる範囲内で、地道に、しかし積極的に行動します。

２．地球温暖化防止のための取り組み

基本方針① **地球にやさしい行動** を推進します。

① 環境に配慮したまちづくりの推進

市の取り組み

持続可能な、環境負荷の低い都市構造の構築

・「一宮市都市計画に関する基本的な方針（一宮市都市計画マスタープラン）」に基づき、市街地の拡大を必要最小限にとどめるとともに、公共交通や自転車・歩行者の安全性、利便性、快適性を高めることにより、自動車への依存度の低減を目指します。また木曽川はじめ身近な自然環境の保全や緑の創出を図る等、環境負荷の低い都市づくりを目指します。（まちづくり課）

水（木曽川、多くの河川・水路）と身近な緑（豊かな社寺林、田畑）をつなぐまちづくり

・一宮市緑の基本計画の基本理念を上記のとおり定めており、その実現に向け、緑地の保全・活用、緑地の整備・改善、緑化、緑の『質』の向上、水と緑のネットワーク、水と緑の活用の方針の６つの視点から緑化の推進を図ります。（公園緑地課）

環境に配慮した農地利用

・一宮農業振興地域整備計画に基づき、環境に配慮した有効な農地利用を促します。（農業振興課）

「一宮市中心市街地活性化基本計画」などコンパクトシティ形成につながる施策の推進

・「一宮市中心市街地活性化基本計画」策定事業の中で検討します。（経済振興課）

「公共施設建設等に係る環境配慮ガイドライン」に基づき公共施設の更新（新築や建替え、増築）に際して積極的に再生可能エネルギーを導入

・施設の新築及び改築に伴い、太陽光発電・雨水利用設備及び省エネ・高効率器具の積極的採用等環境に配慮した設計に心がけます。また、ＬＥＤ照明器具は、主照明への導入を進めます。（建築住宅課）

文部科学省が策定した「施設整備指針」に基づき、環境との共生を考慮した施設づくり

・学校施設の新増改築に際して、照明器具や冷暖房等の設備機器の高効率化、太陽光発電システム等の再生可能エネルギーの導入等、環境に配慮した施設づくりに取り組みます。（教育総務課）

ＬＥＤ照明器具の導入

・道路照明灯の新設については、ＬＥＤ照明器具の実用化に向けた検討を行います。（道路課）

・駐輪場の照明をすべてＬＥＤ照明器具に切り替えます。（地域ふれあい課）

・公園に新設する照明はＬＥＤ照明器具にします。（公園緑地課）

事業者の取り組み

・ISO14000 シリーズやエコアクション 21 等の環境マネジメントシステムの導入に取り組みます。

・照明器具をＬＥＤ照明器具に取り替えるなど、省エネ設備・高効率機器の導入を推進します。また、太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入だけでなく、従来の様々なエネルギー技術を組み合わせるなど工夫して温室効果ガスの抑制に取り組みます。

・自主行動計画等の策定および推進を図ります。

これに対し市は・・・

・ISO14000 シリーズの認証を取得した企業に対し、その審査にかかる経費の一部を補助します。また、ISO シリーズの取得に向け啓発を図ります。（経済振興課）

・商工団体が設置する街路灯及びアーケードへのＬＥＤ照明器具等の設置経費の一部を補助します。（経済振興課）

市民の取り組み

・太陽光発電システムなど再生可能エネルギーの導入だけでなく、従来の様々なエネルギー技術を組み合わせるなど工夫して温室効果ガスの抑制に取り組みます。

・照明器具をＬＥＤ照明器具に取り替える、家電や給湯器を買い換えるときは高効率エネルギーの商品を選択するなど、省エネ設備を導入します。

・地球温暖化防止に配慮したライフスタイルを実行します。
（１人１日１kg CO_2削減運動、チャレンジ２５キャンペーン、あいちエコチャレンジ21などに参加）

これに対し市は・・・

・住宅用太陽光発電システムを設置する方に、経費の一部を補助します。
（環境保全課）

・家庭用燃料電池コージェネレーションシステムを設置する方に、経費の一部を補助します。（環境保全課）

・ＬＥＤ防犯灯を新設する町内会に、経費の一部を補助します。
（地域ふれあい課）

－コラム－　温室効果ガス排出量の算定

現在、国や愛知県などが様々な「家庭の省エネ」を促進するパンフレットを作成しています。その中から愛知県で作成されたものの一部を紹介します。詳しくは愛知県のホームページまたはパンフレットなどでご確認ください。また、事業者の方は地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）の温室効果ガス排出量算定・報告マニュアルを参考としてください。

発行：愛知県環境部大気環境課地球温暖化対策室
「家庭の省エネ指南書」(平成 23 年 3 月)より抜粋

あなたのライフスタイルと省エネ行動の実践状況をチェックしてみましょう

冷暖房		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(1)暖房は19℃、冷房は28℃を目安に温度設定をしている。	□YES □NO	157.5	7,595
(2)電気カーペットは、部屋の広さや用途にあったものを選び、温度設定をこまめに調節している。	□YES □NO	115.0	6,069
(3)冷暖房機器は、不必要なつけっぱなしをしないように気を付けている。	□YES □NO	96.4	4,533
(4)こたつは、こたつ布団と一緒に敷布団と上掛けも使用し、温度設定をこまめに調節している。	□YES □NO	34.0	1,792

照明		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(5)照明は、省エネ型の蛍光灯や電球形蛍光ランプを使用するようにしている。	□YES □NO	35.0	1,848
(6)人のいない部屋の照明は、こまめな消灯を心がけている。	□YES □NO	8.2	433

テレビ		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(7)テレビをつけっぱなしにしたまま、他の用事をしないようにしている。	□YES □NO	13.3	701

台所		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(8)冷蔵庫の庫内は季節にあわせて温度調整をしたり、ものを詰め込み過ぎないように整理整頓に気を付けている。	□YES □NO	44.0	2,322
(9)冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している。	□YES □NO	18.8	992
(10)冷蔵庫の扉は開閉を少なくし、開けている時間を短くするように気を付けている。	□YES □NO	6.9	363
(11)洗いものをする時は、給湯器の温度設定を出来るだけ低くするようにしている。	□YES □NO	20.0	1,382
(12)煮物などの下ごしらえは電子レンジを活用している。	□YES □NO	14.4	1,096
(13)電気ポットは長時間使わない時には、コンセントからプラグを抜くようにしている。	□YES □NO	44.8	2,364
(14)食器洗い乾燥機を使用する時は、まとめて洗い、温度調節もこまめにしている。	□YES □NO	1.5	10,670

風呂・トイレ		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(15)お風呂は、間隔をおかずに入るようにし、追い焚きをしないようにしている。	□YES □NO	87.0	5,997
(16)シャワーは、お湯を流しっぱなしにしないように気を付けている。	□YES □NO	29.1	3,005
(17)温水洗浄便座は、温度設定をこまめに調節し、使わない時はふたを閉めるようにしている。	□YES □NO	31.3	1,652

洗濯		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(18)洗濯する時は、まとめて洗うようにしている。	□YES □NO	2.5	3,948

自動車		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(19)ふんわりアクセル「eスタート」を心がけている。	□YES □NO	194.0	10,028
(20)加減速の少ない運転をするように気を付けている。	□YES □NO	68.0	3,515
(21)早めにアクセルをオフにするように気を付けている。	□YES □NO	42.0	2,171
(22)アイドリングはできる限りしないように気を付けている。	□YES □NO	40.2	2,080
(23)外出時は、できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしている。	□YES □NO	－	－

その他		CO2削減量(kg)	節約額(円)
(24)電気製品を使わない時は、コンセントからプラグを抜き、待機時消費電力を少なくしている。	□YES □NO	47.1	2,486
(25)電気、ガス、石油機器などを買う時は、省エネルギータイプのものを選んでいる。	□YES □NO	131.8	6,952

お持ちでない機器は、YESとしてください。　YES の合計

あなたの省エネ度は？

YES が 20 個以上	YES が 19～12 個	YES が 11～5 個	YES が 4 個以下
ズバリ省エネ派	まあまあ省エネ派	まだまだ省エネ派	もっと省エネ派

基本方針① **地球にやさしい行動** を推進します。

② 緑の育成、都市緑化の充実

市の取り組み

道路の緑化

・都市計画道路事業の推進により、街路樹の緑化に努めます。　（道路課）
・緑道（緑があふれる歩道）を整備します。　（公園緑地課）

学校内の緑を増やす

・学校内に、緑のカーテンを設置するなど緑を増やします。（学校教育課）
・児童、生徒、保護者、地域住民の協力を得て学校ビオトープ（トンボ池など）を造り学校ビオトープのネットワークを形成し、様々な場所で、この地域の植生を活かした森づくりを推進します。　（学校教育課）

保育園の緑化

・市立保育園の園庭を芝生にしていきます。　（保育課）

緑の保全・推進・創出

・公園や市の施設等で地域の緑を保全します。　（公園緑地課）
・緑の基本計画において、市域全体を緑化重点地区と定め積極的な緑の保全・創出に努めます。　（公園緑地課）
・尾張一宮駅前ビルにパティオ（屋上庭園）を設置します。　（まちづくり課）
・農業用水路の上部や堤塘敷等を利用して、可能な範囲で緑道整備（緑の回廊)等を図り、「水と緑のネットワーク」の形成を目指します。（治水課）

事業者の取り組み

事業所等の緑化に努めます。

これに対し市は・・・

・事業所等において、一定規模かつ優秀な緑化を行う方に経費の一部を補助します。（公園緑地課）

《参考》

一宮市住宅事業等に関する指導要綱では、一定の基準を定め、該当する事業区域は、既存の緑地の保全を図るとともに、区域内にできる限り緑地を確保するよう努めなければならないとされています。(第８条) また、第８条３では住宅事業のうち集団住宅を計画しようとする事業者は、事業区域内に区域面積の３パーセント又は 150 平方メートルのいずれか大きい方の面積以上の公園又は緑地（以下「公園等」という。）を確保しなければならないとされています。

「集合住宅に設置する遊び場等について」も、遊び場等には 30%以内の緑地を設けることが出来るとされています。（建築指導課）

市民の取り組み

・積極的に緑化活動に参加します。

これに対し市は・・・

・民有地において、一定規模かつ優秀な緑化を行う方に経費の一部を補助します。（公園緑地課）
・小学校入学児童を対象に苗木を配布し、緑化を推進します。（公園緑地課）
・いちのみやリバーサイドフェスティバル等の参加者に花苗や苗木を配布したり、緑化を体験する機会を提供し、緑化の啓発と推進を行います。（公園緑地課）
・花壇コンクールを実施し、市民の緑化活動の推進を図ります。（公園緑地課）
・花いっぱい運動として、幼稚園、保育園、小・中学校、花作り団体等に花苗を配布し、緑化を推進します。（公園緑地課）
・緑化教室を開催し、緑化の推進と普及を行います。（公園緑地課）

－コラム－　一宮市緑の基本計画
【公園・緑地の整備の方針・目標】

一宮市では一宮市緑の基本計画に基づき緑化を推進しています。

身近な緑のマスタープラン　（住区基幹公園の整備の方向性）

本市には市街地や集落地の比較的近くに社寺林や、河川・水路、農用地がみられ、特に河川・水路に沿って成立した中小数多くの集落地の集合体として形成された本市の地域構造を反映し、社寺林が数多く市内に分布しているのが特徴のひとつである。

また木曽川河川敷の大規模公園・緑地や、主として市街化区域内に整備されている、住区基幹公園である街区公園や近隣公園の他、小規模な児童遊園やちびっ子広場が、市街化区域内外を問わず市全域に数多く点在しているのも本市の特徴である。

こうした本市の緑地資源の特質を踏まえ、「身近な緑のマスタープラン」として、市民の日常生活と密着して利用されるべき住区基幹公園の整備のあり方や、身近な緑の保全、緑化について以下の方向性で推進する。

■ 身近な緑の保全・活用

● 街区公園がもつ緑の機能確保に当っては、社寺林、児童遊園、ちびっ子広場等の地域資源の有効活用を図る。

● 近隣公園に相当する緑の機能確保に当っては、社寺林とともに学校、企業グラウンド等の公共・民間施設の有効活用を図る。

一宮市緑の基本計画緑地の確保目標

■ 都市公園等の整備目標

都市公園法施行令第１章第１条（住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準）では『都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10 ㎡以上』とされており、また『市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は 5 ㎡以上とする』とされている。

●平成 32 年の目標年次では、都市公園等の住民一人当たり面積は 6.5 ㎡／人当面の不足分は児童遊園やちびっ子広場等の活用、身近にある樹林地や社寺林の保全や活用、自宅や周辺の緑化等身近な緑や緑地を確保し、緑地空間を創出していくこととする。

基本方針① **地球にやさしい行動** を推進します。

③ ごみぜろへの挑戦

市の取り組み

ごみの発生抑制から最終処分に至るまでのごみの再資源化や適正な処理

・一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づいて、ごみの減量やリサイクルを推進し、将来に向かって循環型社会を形成していきます。
（施設管理課・清掃対策課）

・「１人１日 53ｇごみ減量」を目指し、施策を実施します。　（清掃対策課）

・ごみの分別の徹底やごみ出しマナーの向上をはかり、ごみの減量を促進します。（清掃対策課）

リサイクルセンターの整備

・持続可能な循環型社会の形成に資する施設を作り、リサイクルの推進を図ります。（施設管理課）

焼却施設のエネルギー有効利用

・エコハウス 138 の温水プールや環境センターの空調等に利用しています。
（施設管理課）

環境循環型農業普及啓発事業の推進

・家庭用生ごみを堆肥化し活用することにより、環境循環型農業のシステム作りの普及啓発を図ります。（農業振興課）

グリーン購入の率先

・「グリーン購入」運動の一環として市庁内情報システムのインフォメーションに使用しなくなった備品等を掲載し、他部署で有効利用するなど、市自ら率先してごみを出さない、ものを生かす行動を実践します。
（一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会）

事業者の取り組み

・ごみを出さない、ものを生かす活動を実践します。
・レジ袋有料化などを実施し、ゴミの減量に努めます。

その他、例えば・・・
・ごみの分別の徹底と減量化
・リサイクルの推進
・過剰包装の抑制
・グリーン購入の推進
・廃棄物の発生抑制、減量化

市民の取り組み

・ごみを出さない、ものを生かす生活・活動を実践します。
・ごみの分別の徹底やごみ出しマナーの向上を図り、ごみの減量を促進します。
・グリーン購入を意識して取り組みます。

これに対し市は・・・
・リサイクルの推進を図るため、粗大ごみのリサイクル品（自転車や家具）を展示し、2ヶ月ごとに抽選で市民に譲り渡しています。　（清掃対策課）
・町内会、子ども会、ＰＴＡなど、市民レベルで行うごみ減量（資源回収など）の取り組み、自立活動を支援します。　（清掃対策課）
・廃棄物減量等推進員制度を充実させ、町内でのごみ出しマナー、ごみ減量への取り組みを支援します。　（清掃対策課）
・生ごみコンポストや電動生ごみ処理機の購入を補助します。（清掃対策課）
・廃食用油を回収し、精製した燃料を清掃車に使用していきます。　（清掃対策課）
・環境保全・ごみ減量推進モニターを育成し、ごみ減量の理解と行動を促進します。　（清掃対策課）
・いちのみやエコ・ウォークの登録者を募集します。　（環境保全課）

基本方針① **地球にやさしい行動** を推進します。

④ 環境教育の充実

市の取り組み

小中学校での取り組み

・小学校全校及び中学校の一部において、緑のカーテン・ヤゴ救出作戦・エコスクール運動などに取り組み環境教育・環境学習を推進します。（学校教育課）

・小学校・中学校の標準的な環境教育のカリキュラムを適宜見直します。（学校教育課）

・各校で地域の特性を活かし環境教育に取り組んでいます。【蛍の育成・みどりのカーテンの活用・リサイクルの推進など】（学校教育課）

保育園・幼稚園での取り組み

・保育室に分別用ゴミ箱を設置したり、工作等で余った紙類を再利用したりするなど、園生活の中で、園児に資源の大切さを伝えます。（保育課）

・ゴーヤやアサガオ等を園児とともに育てる緑のカーテン事業を通じて、園児に自然環境の大切さを伝えます。（保育課）

環境教育への支援・普及

・環境に関する普及・啓発活動を推進し、市民意識の高揚を図ります。（環境部）

・「緑のカーテンについて考えよう講座」など市内小学校で開催します。（環境保全課）

・公害の現況、環境保全に関する現況などホームページを活用し情報を公開します。（環境保全課）

・みどりの少年団育成事業を実施し、学習・野外活動等の緑化活動を通じ、自然を愛する心豊かな少年少女を育成します。（公園緑地課）

・「エコスクール運動」を通して、省エネルギー、省資源、ごみの減量などに関する普及・啓発活動を推進します。（清掃対策課）

・保育園・小中学校などに環境に関する教材を配布していきます。（環境保全課）

事業者の取り組み

環境に配慮した事業活動を推進します。

例えば・・・

・会社で取り組んでいる環境に配慮した事例の公開、情報発信
・環境に関する研修等の開催や啓発活動の実施

市民の取り組み

・環境に関心を持ち環境学習やこどもエコクラブに参加するなど、環境モラルを高め実践していきます。

それに対し市は・・・

・生涯学習出前講座「いちのみや出前一聴」に講師を派遣し、環境学習の充実を図ります。（環境部）
・環境センターの見学を通し、ごみに関する意識を高めます。（清掃対策課）
・エコハウス１３８の見学を通し、自然エネルギーについての理解を深めます。（施設管理課）
・いちのみやリバーサイドフェスティバル、みどりとくらし展、ホタル観賞の夕べを開催し、環境改善や緑化の啓発に努めます。（公園緑地課）
・消費生活フェアに出展し、環境関連の啓発に努めます。（環境保全課）
・環境かわら版を発行し、情報の発信に努めます。（環境部）
・環境月間(10月)に行うイベントをとおして、環境事業の啓発に努めます。（環境部）

基本方針② **省エネ交通の推進** を推進します。

⑤ 移動手段への配慮

市の取り組み

公共交通機関の利用促進

・既存の公共交通機関（路線バス・鉄道）との有効な相互のネットワークを形成し、また、市民の利便性を高めることにより、公共交通機関の利用促進を図り、自動車利用の抑制を目指します。（地域ふれあい課）

「自転車にやさしいまち一宮」を目指して

・歩行者や自転車が安全に移動できる道路整備を進めて、自転車の利用促進により自動車の依存度の低減を図ります。（道路課）

低公害車・低燃費車の普及を促進

・低公害車・低燃費車の普及を図るため、公用車のうち一般車両は率先して低公害車・低燃費車を導入します。また、環境性能・燃費性能に優れた自動車の開発状況により、一層環境に配慮した新車種の導入に努めます。（管財課）

事業者の取り組み

・荷物の搬入搬出や社用車の管理など効率的な運用を行うだけでなく、自転車通勤の奨励など総合的な点検や見直しに努め、環境に配慮していきます。

例えば・・・

【自動車】

・通勤シャトルバスの導入
・自動車の適正な管理、使用（自動車の適正管理、アイドリングストップの推進）
・エコドライブの推進
・使用時間の短縮（効率的な配送システムの導入、共同配送システム、最適配車システム、適正な在庫管理）

・配送回数の見直し
・帰り荷利用促進
・低公害車・低燃費車の導入

【鉄道】
・車両等の軽量化や低燃費化の推進
・モーダルシフト等の物流の効率化に向けた対策
・ＩＣカードの導入、利用促進、乗り換えなど、利便性の向上

《参考》
一宮市住宅事業等に関する指導要綱では、適用を受ける建築等について一定の基準を定めており、それに付随して500平方メートル以上の駐車場を設置する場合は、「アイドリングストップ」周知の旨の標示板を設置するよう義務づけています。（第16条3）　（建築指導課）

市民の取り組み

・近距離の移動はできる限り徒歩や自転車・公共交通機関等の利用を心がけます。
・省エネルギー運転（エコドライブ運動）を推進します。
・車の購入の際には、低公害車・低燃費車を検討します。

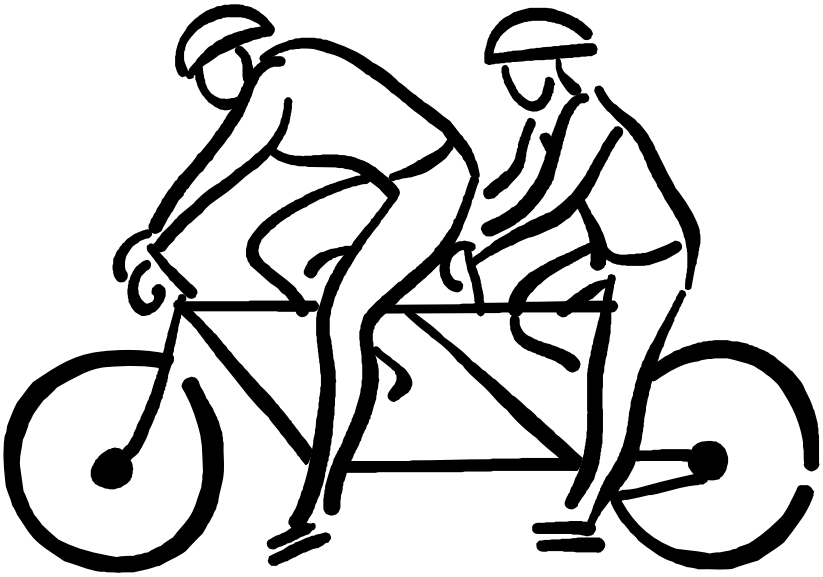

－コラム－エコドライブ１０のすすめ

　次のような「エコドライブ１０のすすめ」（エコドライブ普及連絡会制定）を参考にして運転しましょう。
できる項目から実施し、無理なく継続することが大事です。
実際の運転では、車の流れにのり交通法規を守り安全優先で走行しましょう。

①ふんわりアクセル「ｅスタート」
「やさしい発進を心がけましょう。」
普通の発進より少し緩やかに発進する（最初の５秒で時速２０ｋｍが目安です）だけで１１％程度燃費が改善します。

②加減速の少ない運転
「車間距離は余裕をもって、交通状況に応じた安全な定速走行に努めましょう。」
車間距離に余裕を持つことが大切です。車間距離を詰めたり、速度にムラのある走り方をすると、加減速の機会も多くなり、その分市街地で２％程度、郊外で６％程度燃費が悪化します。

③早めのアクセルオフ
「エンジンブレーキを積極的に使いましょう。」
　エンジンブレーキを使うと、燃料の供給が停止される（燃料カット）ので、２％程度燃費が改善されます。

④エアコンの使用を控えめに
「車内を冷やしすぎないようにしましょう。」
気象条件に応じて、こまめに温度・風量の調整を行いましょう。特に夏場に設定温度を下げすぎないことがポイントです。外気温２５℃の時に、エアコンを使用すると、１２％程度燃費が悪化します。

⑤アイドリングストップ
「無用なアイドリングをやめましょう。」
１０分間のアイドリング（ニュートラルレンジ、エアコンＯＦＦの場合）で、１３０ｃｃ程度の燃料を浪費します。待ち合わせや荷物の積み下ろしのための駐停車の際にはアイドリングを止めましょう。

⑥暖機運転は適切に

「エンジンをかけたらすぐ出発しましょう。」

現在販売されているガソリン乗用車においては暖機不要です。寒冷地など特別な状況を除き、走りながら暖めるウオームアップ走行で充分です。暖機することにより走行時の燃費は改善しますが、５分間暖機すると１６０ｃｃ程度の燃料を浪費しますので、全体の燃料消費量は増加します

⑦道路交通情報の活用

「出かける前に計画・準備をして、渋滞や道路障害等の情報をチェックしましょう。」

１時間のドライブで道に迷って１０分余計に走行すると１４％程度の燃費悪化に相当します。地図やカーナビ等を利用して、行き先及び走行ルートをあらかじめ計画・準備をしましょう。また道路交通情報をチェックして渋滞を避ければ燃料と時間の節約になります。

⑧タイヤの空気圧をこまめにチェック

「タイヤの空気圧を適正に保つなど、確実な点検・整備を実施しましょう。」

タイヤの空気圧が適正値より５０ｋＰａ（０．５kg/cm^2）不足した場合、市街地で２％程度、郊外で４％程度、それぞれ燃費が悪化します。また、安全運転のためにも定期的な点検は必要です。

⑨不要な荷物は積まずに走行

「不要な荷物は積まないようにしましょう。」

１００kg の不要な荷物を載せて走ると、３％程度燃費が悪化します。車の燃費は荷物の重さに敏感です。運ぶ必要のない荷物は、車から下ろしましょう。

⑩駐車場所に注意

「渋滞などをまねくことから、違法駐車はやめましょう。」

交通の妨げとなる場所での駐車は交通渋滞をもたらし余分な排出ガスを出させる原因となります。平均車速が時速４０ｋｍから時速２０ｋｍに落ちると、３１％程度の燃費悪化に相当すると言われています。

※以上　エコドライブ普及推進協議会ホームページより抜粋

基本方針③ **エネルギー消費の低減** を推進します。

⑥ 省エネルギーの推進

これから挙げるものについては、市、事業者、市民がそれぞれの立場で、省エネルギーに取り組んでいくべき行動について列記しました。

①省エネルギー型ライフスタイルの実践
・冷暖房機の適正な使用（目標：暖房時 20℃ 冷房時 28℃）
・省エネラベル等を参考にした家電製品の購入や適正な使用
・ガス調理器、給湯器等の適正な使用
・地産地消の促進
・省エネルギー型家電製品の購入
・ＬＥＤ（発光ダイオード）照明等への切替
・省エネナビの導入、省エネ診断の促進
・省エネルギー住宅の導入
住宅新築時やリフォーム時には、断熱材や複層ガラスを使用する等、国が定めた基準を満たすような気密性と断熱性に優れた省エネルギー住宅を選択することで、エネルギー消費を少なくすることが出来ます。

②自動車利用の見直し
・低公害車・低燃費車の導入
・用途や家族構成に合わせた大きさの自動車の選択

③省エネルギー型事業活動の推進
・建築物の高断熱化・自然光の積極利用
・公共交通機関の利用促進
・工場、事業所でのエネルギー使用合理化の徹底
・省エネルギー、再生可能エネルギーに関する設備、機器の導入や技術開発等の促進
・農林水産業者における省エネ型生産の促進
・廃熱利用
・排出係数の低い燃料への転換
・電力利用設備の向上（高効率モーターの導入、モーターのインバーター制御）
・昼休み中の消灯や部分消灯の実施
・ＯＡ機器のこまめな電源ＯＦＦ

・CASBEE（キャスビー）あいちの活用促進

※CASBEE

住宅建築分野における環境共生の取組みを推進するため、建築物の環境性能を総合的に評価する手法。愛知県では、愛知県建築物総合環境性能評価システム「CASBEE（キャスビー）あいち」がある。

～市自らの率先的な取り組み～

一宮市では、地球温暖化対策として、平成 13 年 4 月 1 日に実行計画「エコアクション一宮」を策定し、温室効果ガス削減に取り組んできました。平成 17 年 4 月 1 日に一宮市、尾西市及び木曽川町の 2 市 1 町が合併し、対象施設が増えたことなどにより、平成 17 年度を基準年度にした実行計画に見直し、「第２次エコアクション一宮」を策定しました。そして、平成 23 年度の計画期間終了に伴い、新たに「第３次エコアクション一宮」を策定し、実行しています。

この計画は、地球温暖化防止のための総合的な対策をまとめ、市が率先して行動して効果を上げていくことを目的としています。

・温室効果ガス排出量削減

平成 27 年度までに、平成 17 年度温室効果ガス排出実績より 15%削減することを目標としています。

・さわやかサマースタイルキャンペーン

一宮庁舎、尾西庁舎、木曽川庁舎、出張所等の市の施設では、夏期の冷房の適正管理に努め、温室効果ガスの排出量を削減するため、軽装（ノーネクタイ）での執務を励行しています。

・ノーカーデー

毎月第 2 水曜日を「ノーカーデー」としています。「ノーカーデー」当日、職員は自家用車での出勤を控え、公共交通機関等の利用を心がけます。また、「ノーカーデー」の普及など、啓発活動にも努めます。

・グリーン購入

一宮市では、グリーン購入を推進するために、推進に関する基本方針を定めています。消耗品、備品、自動車、公共工事などを対象に、環境への配慮の観点から規定した要件を満たす物品や役務を優先購入しています。

これらの他に、省エネルギー運転を推進する（エコドライブ運動）、アイドリングストップ運動の啓発をする、公共交通機関等の利用を心がけるなど、さまざまな対策に取り組んでいます。

また、広報・ホームページ等を活用した情報発信や「エコアクション一宮」の取り組み内容の紹介により市民・事業所の省エネ推進を支援するため、毎年度「温室効果ガス排出結果」等各種取り組みを、広報掲載、報道発表しています。

３．計画の推進体制

Ⅰ　計画の推進体制

(1)推進組織

計画の進捗状況の評価や推進施策の検討は、「地球温暖化対策地域協議会（仮称)」で行います。

(2)庁内における推進体制

市における地球温暖化対策を計画的に推進するため、副市長等で構成する「一宮市地球温暖化対策実行計画区域施策検討委員会」を通じて、各部等の地球温暖化対策に関連する事業、施策の実施状況や情報交換を行うことにより全庁的な取り組みを推進します。

Ⅱ　計画の進行管理

(1)二酸化炭素の排出状況の把握

本計画の目標達成のためには、計画策定後の二酸化炭素の排出状況を把握し、状況に応じて必要な対策を実施する必要があります。

本計画では市内の二酸化炭素排出量を毎年定期的に推計していきます。

(2)対策の実施状況の把握と評価

計画の実効性を高めるため、対策の取り組み状況を定期的に把握し、二酸化炭素の排出状況と併せ総合的に評価することにより、課題等を明らかにします。取り組みに関する課題等についてはそれぞれの主体に働きかけ、改善を促します。

(3)計画の公表

二酸化炭素排出状況を、毎年ホームページ等を通じて公表します。

(4)計画の見直し

本計画は５年ごとに見直します。